

令和元年度 地域福祉推進協議会の取組について

1 地域福祉推進協議会について

地域福祉推進協議会は、第3期あまがさきし地域福祉計画に基づき、対象者別、制度別に限定されない幅広い福祉課題等を全市的に共有し、課題に対応する施策等を協議することを目的として平成30年3月に設置しました。

主な協議内容としては、6地区の地域福祉ネットワーク会議の内容の共有、各地域での実践や社会資源へのつなぎ、行政の各業務への反映や、各圏域の取組を通じて把握された地域の生活福祉課題に対応する制度の施策化等の意見交換等を行うこととしています。

2 参画団体

(設置要綱 別表順)

	団体名		団体名
1	ハローワーク尼崎が推薦する者	12	健康福祉局福祉部長
2	尼崎雇用対策協議会が推薦する者	13	健康福祉局福祉部福祉課長
3	兵庫県弁護士会が推薦する者	14	健康福祉局福祉部包括支援担当課長
4	尼崎市地域包括支援センター連絡会議が推薦する者	15	健康福祉局北部保健福祉センター 北部福祉相談支援課長
5	尼崎市自立支援協議会が推薦する者	16	健康福祉局南部保健福祉センター所長
6	尼崎市社会福祉協議会が推薦する者	17	健康福祉局南部保健福祉センター 南部保護第1担当課長
7	尼崎市民生児童委員協議会連合会が推薦する者	18	健康福祉局南部保健福祉センター 南部福祉相談支援課長
8	あまがさきしNPO交流推進ネットワークが推薦する者	19	健康福祉局保健部疾病対策課長
9	子ども・子育て支援関係者	20	こども青少年局子どもの育ち支援センター 総合相談課長
10	尼崎市医療・介護連携協議会が推薦する者	21	都市整備局住宅部住宅政策課長
11	学識経験者	22	総合政策局協働部協働推進課長

3 協議内容

会議名称	開催日	主な内容
第1回 地域福祉推進協議会	R1/6/26	(1) 尼崎市地域福祉推進協議会における検討チームの設置 (2) 検討チームの協議内容について ① 地域福祉活動推進方策検討チーム(我がごとチーム) 地域福祉活動のきっかけづくりとして、市民に対し福祉への関心を高めるための意識啓発の取組等を検討 ② 複合的な課題を抱える事例検討チーム(丸ごとチーム) 事例検討を通じ、予防的なアプローチや地域と専門機関が協働する仕組みづくり等の検討により、個別支援から地域支援への連続性のある展開方策等を検討
第1回 丸ごとチーム	R1/9/17	(1) 事例検討(2事例)を通じた具現化する支援メニュー・社会資源の検討
第2回 丸ごとチーム	R1/11/27	
第1回 我がごとチーム	R1/11/17	(1) 尼崎市ケアマネジャー協会との共催講演会 日時：令和2年2月3日(月)13時30分から(予定) 場所：中央北生涯学習プラザ 大ホール 内容：関西大学社会安全学部 准教授 近藤 誠司 氏
第2回 我がごとチーム	R1/12/27	(2) 防災関連事業を通じた意識啓発の取組について みんなの尼崎大学の取組等の検討等
第2回 地域福祉推進協議会	R2/1/17	(1) 生活困窮者自立支援制度の実施状況について (2) 地域にある様々な協議の場の実施状況について (3) 検討チームの取組状況の報告について ① 地域福祉活動方策検討チーム(我がごとチーム) ② 複合的な課題を抱える事例検討チーム(丸ごとチーム)

以上



各地区地域福祉ネットワーク会議の実施状況について

(住民基本台帳人口 R2. 3. 31 時点)

**尼崎市全域 人口:463,236 人 世帯数:236,606 世帯 (高齢化率 27.6%)**

項目	数値
小学校区数	6校区
社会福祉連絡協議会数	12連協
単位福祉協会数	71協会
社協(自治会)加入率	29.15%

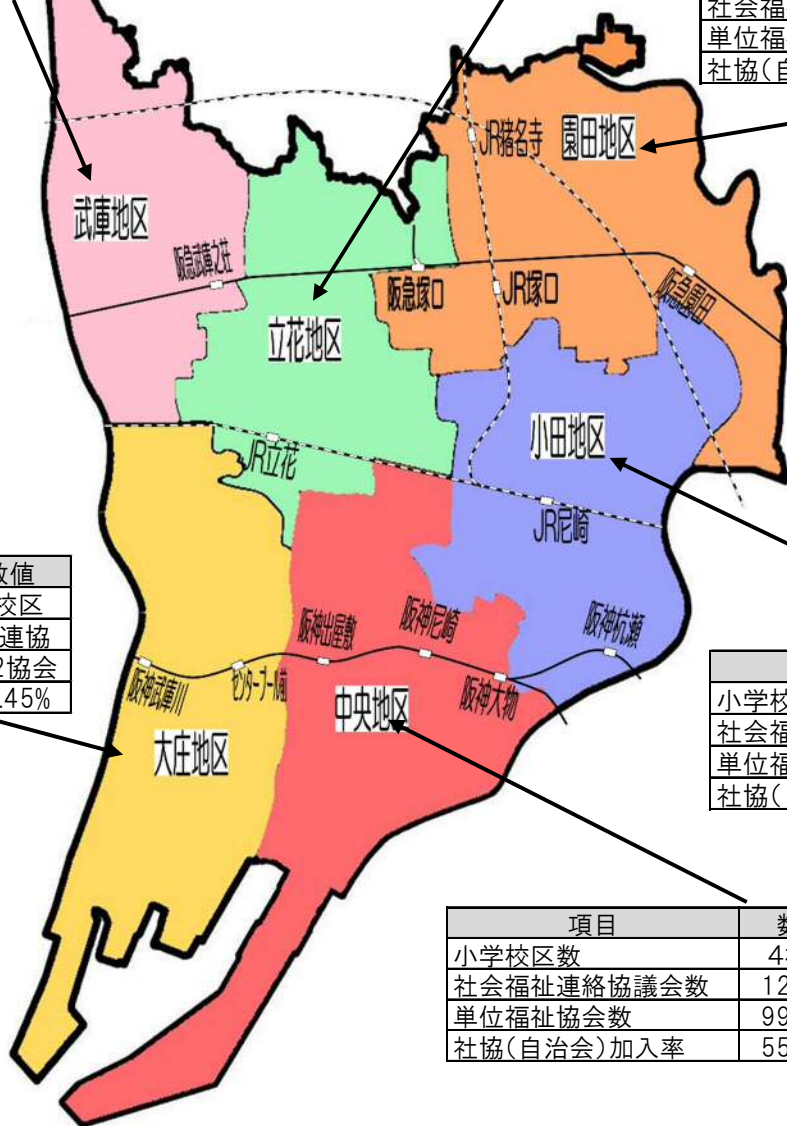
項目	数値
小学校区数	9校区
社会福祉連絡協議会数	10連協
単位福祉協会数	109協会
社協(自治会)加入率	47.92%

項目	数値
小学校区数	8校区
社会福祉連絡協議会数	13連協
単位福祉協会数	91協会
社協(自治会)加入率	46.48%

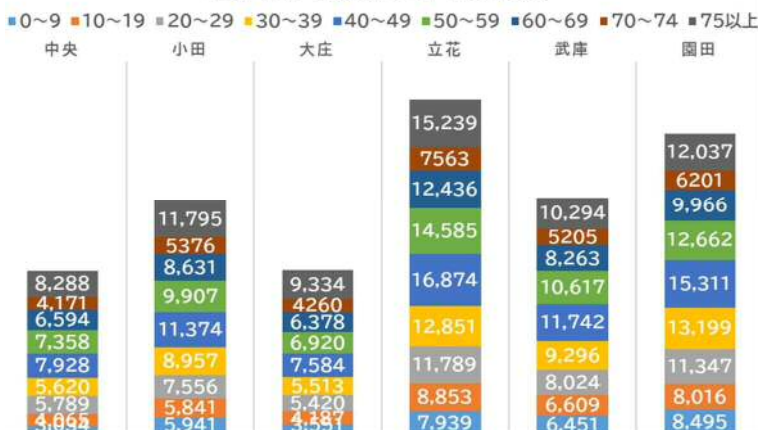
項目	数値
小学校区数	6校区
社会福祉連絡協議会数	15連協
単位福祉協会数	102協会
社協(自治会)加入率	72.45%

項目	数値
小学校区数	8校区
社会福祉連絡協議会数	13連協
単位福祉協会数	121協会
社協(自治会)加入率	54.13%

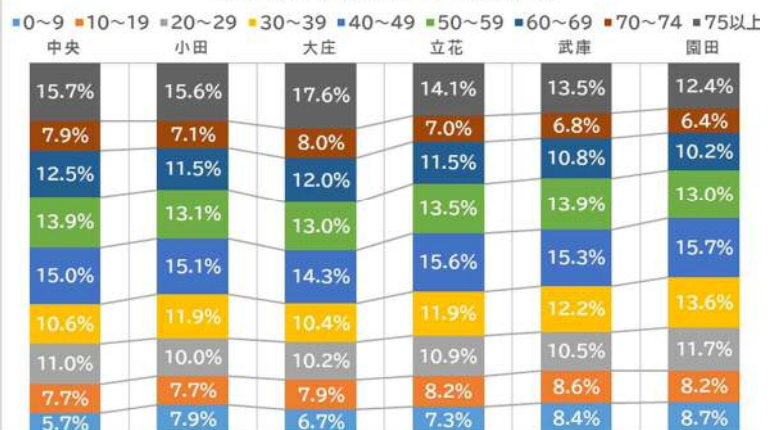
項目	数値
小学校区数	4校区
社会福祉連絡協議会数	12連協
単位福祉協会数	99協会
社協(自治会)加入率	55.17%



地区別年齢別人口(人数)



地区別年齢別人口(割合)

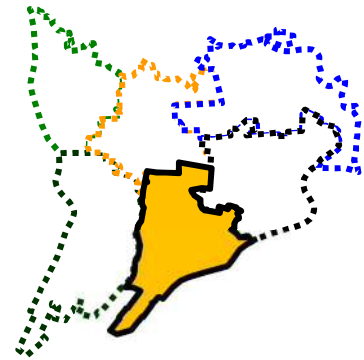


# 中央地区 人口:52,847人 世帯数:29,534世帯 (高齢化率 30.4%)

## 【基礎データ】 (R2. 4. 1 時点)

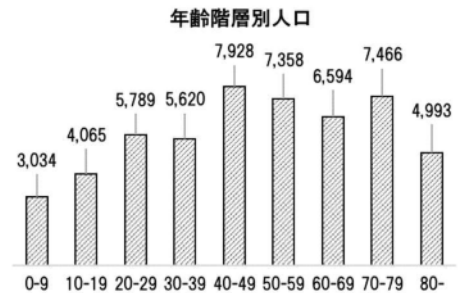
項目	数値	備考
小学校区数	4校区	
社会福祉連絡協議会数	12 連協	
単位福祉協会数	99 協会	
社協(自治会)加入率	55.17%	

※社協加入率のみ平成 31 年 3 月 31 日時点 (集計中のため)



## 【要支援者関連データ】 (R2. 4. 1 時点)

項目	数値	備考
要支援・要介護認定者	3,752 人	
身障手帳所持者	2,620 人	
療育手帳所持者	525 人	



## 【生活保護データ】 (R2. 4. 1 時点)

項目	数値	項目	数値	項目	数値
生活保護世帯数	2,034 世帯	生活保護受給者数	2,602 人	保護率(※)	5.05%

※保護率は、推計人口を母数として算出。(保護率＝生活保護受給者数/地区別推計人口)をもとに算出しています。

## 【地域福祉ネットワーク会議について】

### ○基礎情報

名称	中央くらし・つどい隊
開催頻度	2 か月に 1 回
参画人数	全体会：12 人 (コア会議は議題により変動)
参画団体数	8(市社協(1)、地域包括支援C(2)、介護関係事業所(4)、その他(1))

### ○令和元年度の取組状況

協議テーマ	地域と専門職の連携・個人情報の取り扱いについて
具体的な取組	<p>・コア会議、全体会</p> <p>(1) 見守りを行う住民が見守り対象者の入退院等の個人情報を共有できるような専門職との関係づくり</p> <p>(2) 要支援者に対して居場所を紹介しやすいようなガイドマップの作成</p> <p>(3) 関係機関の役割について改めて理解を深める機会づくり</p> <p>(4) 令和元年度ちいきづくり事例集を活用した社会福祉協議会の活動紹介</p>

### ○地域福祉推進協議会で協議・検討を希望する内容

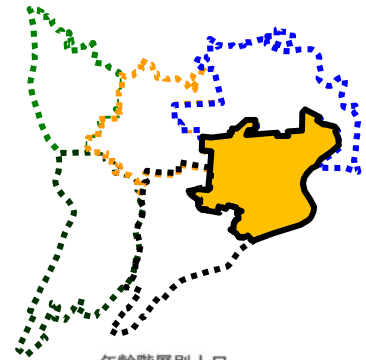
<p>独居高齢者・ゴミ屋敷問題について、関係部署が集まりチームで対応できるような体制整備等を検討して欲しい。</p>
------------------------------------------------------------

# 小田地区 人口:75,378人 世帯数:38,665世帯 (高齢化率 28.9%)

## 【基礎データ】 (R2.4.1時点)

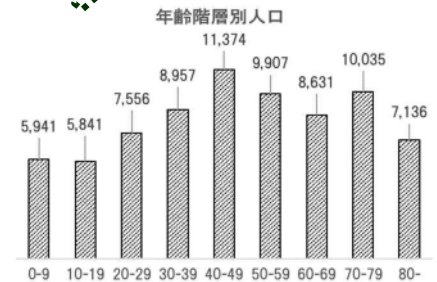
項目	数値	備考
小学校区数	8校区	
社会福祉連絡協議会数	13連協	
単位福祉協会数	121協会	
社協(自治会)加入率	54.13%	

※社協加入率のみ平成31年3月31日時点(集計中のため)



## 【要支援者関連データ】 (R2.4.1時点)

項目	数値	備考
要支援・要介護認定者	5,199人	
身障手帳所持者	3,543人	
療育手帳所持者	747人	



## 【生活保護データ】 (R2.4.1時点)

項目	数値	項目	数値	項目	数値
生活保護世帯数	2,053世帯	生活保護受給者数	2,757人	保護率(※)	3.75%

※保護率は、推計人口を母数として算出。(保護率=生活保護受給者数/地区別推計人口)をもとに算出しています。

## 【地域福祉ネットワーク会議について】

### ○基礎情報

名称	小田地区協議体(小田地区地域福祉ネットワーク会議)
開催頻度	コアメンバー会議:1回/2ヶ月、全体会:2回/年程度、全体会企画会議:随時
参画人数	議題等により変動 最大約30人(コアメンバー9人)
参画団体数	25(市社協(1)、地域包括支援C(2)、介護関係事業所(2)、障害福祉関係事業所(1)、行政関係(5)、各種団体(13)、その他(1))

### ○令和元年度の取組状況

協議テーマ	① 地域の誰もが気軽に通える「地域のつどい場」について ② 在宅でも地域のつながりを感じるためにはどうすればよいか
具体的な取組	・コアメンバー会議 (1) 地域課題や地区の長所等テーマに沿った協議 (2) 支部社協及び地域包括支援C間での情報共有 ・全体会 (1) テーマに沿った講演会やワークショップの実施 (2) 講演会やワークショップを通して地域で活動する人たちの悩み、アイデアを引き出し、小田地区が一丸となる契機づくり

### ○地域福祉推進協議会で協議・検討を希望する内容

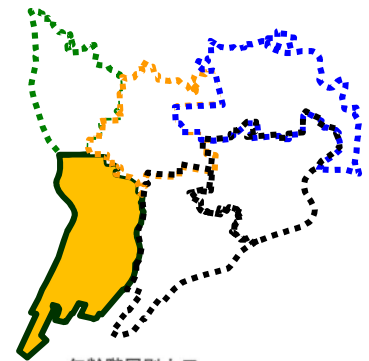
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミ屋敷、8050問題等の複合的な課題に早急に対応できるよう、関係部署がすぐに集まれる体制づくりをしてほしい。</li> <li>・地域福祉活動専門員が個別ケースの対応に必要な際に個人情報を提供できるよう検討してほしい。また、各課の個人情報の提供に係る取り決めの一覧のようなものを作成し、関係部局で共有する等して、情報収集がスムーズにできるようにしてほしい。</li> </ul>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

# 大庄地区 人口:53,147人 世帯数:27,697世帯 (高齢化率 32.1%)

## 【基礎データ】 (R2. 4. 1 時点)

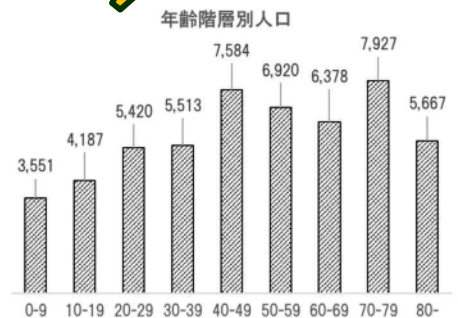
項目	数値	備考
小学校区数	6 校区	
社会福祉連絡協議会数	15 連協	
単位福祉協会数	102 協会	
社協(自治会)加入率	72.45%	

※社協加入率のみ平成 31 年 3 月 31 日時点 (集計中のため)



## 【要支援者関連データ】 (R2. 4. 1 時点)

項目	数値	備考
要支援・要介護認定者	4,133 人	
身障手帳所持者	2,943 人	
療育手帳所持者	563 人	



## 【生活保護データ】 (R2. 4. 1 時点)

項目	数値	項目	数値	項目	数値
生活保護世帯数	1,661 世帯	生活保護受給者数	2,168 人	保護率(※)	4.22%

※保護率は、推計人口を母数として算出。(保護率＝生活保護受給者数/地区別推計人口)をもとに算出しています。

## 【地域福祉ネットワーク会議について】

### ○基礎情報

名称	大庄地区協議体
開催頻度	コアメンバー会議：不定期（概ね 3 か月に 1 回）
参画人数	コアメンバー：9 人
参画団体数	8(市社協(1)、地域包括支援 C (2)、連協(2)、各種団体(1)、介護関係事業所(1)、児童福祉関係事業所(1))

### ○令和元年度の取組状況

協議テーマ	「担い手の発掘及び育成」「地域のつながり・支え合いづくり」
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コアメンバー会議</li> <li>※ 今年度の取組について、今後地域包括支援センターと協議予定</li> <li>・全体会</li> <li>・人数や開催方法等については感染予防を講じて検討した上で、「大庄地区協議体 勉強会」の開催をを目指して準備を行う。</li> </ul>

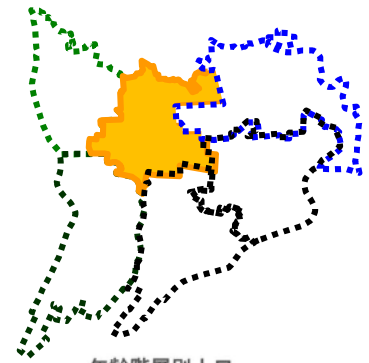
### ○地域福祉推進協議会で協議・検討を希望する内容

# 立花地区 人口:108,129人 世帯数:55,359世帯 (高齢化率 27.3%)

## 【基礎データ】 (R2. 4. 1 時点)

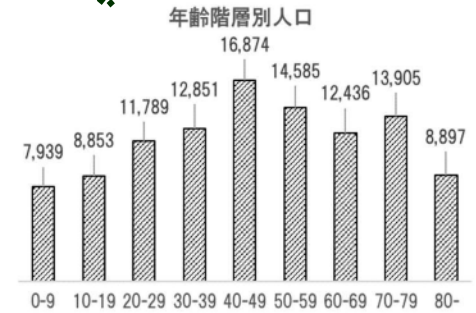
項目	数値	備考
小学校区数	9 校区	
社会福祉連絡協議会数	10 連協	
単位福祉協会数	109 協会	
社協(自治会)加入率	47.92%	

※社協加入率のみ平成 31 年 3 月 31 日時点 (集計中のため)



## 【要支援者関連データ】 (R2. 4. 1 時点)

項目	数値	備考
要支援・要介護認定者	6,134 人	
身障手帳所持者	4,189 人	
療育手帳所持者	973 人	



## 【生活保護データ】 (R2. 4. 1 時点)

項目	数値	項目	数値	項目	数値
生活保護世帯数	2,717 世帯	生活保護受給者数	3,484 人	保護率(※)	3.29%

※保護率は、推計人口を母数として算出。(保護率=生活保護受給者数/地区別推計人口)をもとに算出しています。

## 【地域福祉ネットワーク会議について】

### ○基礎情報

名称	見つけよう広げようたちばなネットワーク
開催頻度	コアメンバー会議：1 回/2 月、拡大メンバー会議：1 回/2 月、交流会等：随時
参画人数	拡大メンバー会議：14 人
参画団体数	7(市社協(1)、地域包括支援C(2)、連協(2)、各種団体(1)、その他(1))

### ○令和元年度の取組状況

協議テーマ	担い手の育成
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コアメンバー会議               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 生活支援サポーター修了者とふれあいサロンの活動者等を対象とした地域の担い手同士の交流会の実施</li> <li>(2) 拡大メンバーでのふれあいサロン見学会の企画・実施</li> </ol> </li> <li>・拡大メンバー会議               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) コアメンバー会議の協議結果を踏まえての交流会の運営についての協議</li> <li>(2) 今年度のふれあいサロン見学会の振り返りや気づきの共有</li> </ol> </li> </ul>

### ○地域福祉推進協議会で協議・検討を希望する内容

地域のコミュニティ推進のため多様な場づくりが進められている中、既存のサロンでは会場として、各福祉会館を活用することが多い。しかし、使用条件があったり、すでに会館の予約が埋まってしまっているために使用できない状態となっている会館もある。

サロン等を実施しようとする地域住民・団体にとっては、まず実施するための場所が必要であるが、比較的安い料金で利用できる福祉会館以外での実施となると、経費の問題で運営が困難となってしまふ。

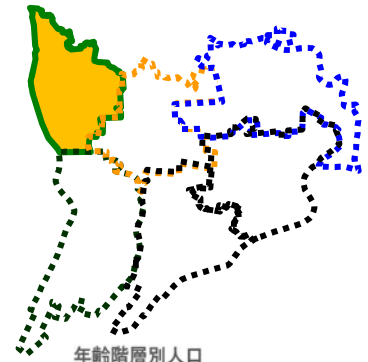
このような課題に対応するため、地域の空き家や空き店舗を活用できる仕組みづくりが必要であり、家賃や固定費(電気・水道・ガスの基本料金)等の助成制度があれば、さらなる地域活動の活性化につながると思う。

# 武庫地区 人口:76,501人 世帯数:37,238世帯 (高齢化率 25.9%)

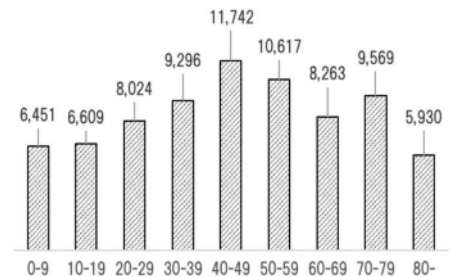
## 【基礎データ】 (R2. 4. 1 時点)

項目	数値	備考
小学校区数	6 校区	
社会福祉連絡協議会数	12 連協	
単位福祉協会数	71 協会	
社協(自治会)加入率	29.15%	

※社協加入率のみ平成 31 年 3 月 31 日時点 (集計中のため)



年齢階層別人口



## 【要支援者関連データ】 (R2. 4. 1 時点)

項目	数値	備考
要支援・要介護認定者	4,147 人	
身障手帳所持者	3,044 人	
療育手帳所持者	692 人	

## 【生活保護データ】 (R2. 4. 1 時点)

項目	数値	項目	数値	項目	数値
生活保護世帯数	1,723 世帯	生活保護受給者数	2,380 人	保護率(※)	3.22%

※保護率は、推計人口を母数として算出。(保護率＝生活保護受給者数/地区別推計人口)をもとに算出しています。

## 【地域福祉ネットワーク会議について】

### ○基礎情報

名称	武庫地区地域福祉ネットワーク会議
開催頻度	コア会議：1 回/月、全体会：2 回/年
参画人数	拡大メンバー：12 人
参画団体数	12(市社協(1)、地域包括支援C(2)、連協(1)、単協(1)、NPO 法人(1)、行政関係(1)、その他(5))

### ○令和元年度の取組状況

協議テーマ	支え合いのできる地域づくりについて
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コア会議               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 今年度の事業計画の立案</li> <li>(2) 武庫地区にある地域資源を冊子にまとめる</li> <li>(3) 「支え合い」を広めるための講演会開催について</li> </ol> </li> <li>・全体会               <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の助け合いグループ(コープこうべ、尼崎医療生協組合員活動部、ナルク)も交えた情報交換及び情報共有、活動等協力</li> </ul> </li> </ul>

### ○地域福祉推進協議会で協議・検討を希望する内容

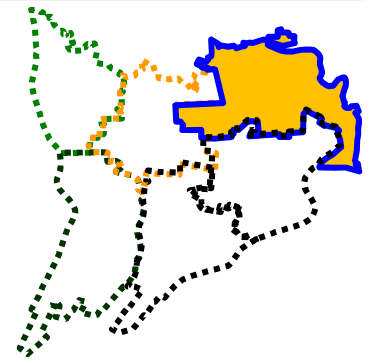


# 園田地区 人口:97,234 人 世帯数:48,113 世帯 (高齢化率 24.2%)

## 【基礎データ】 (R2. 4. 1 時点)

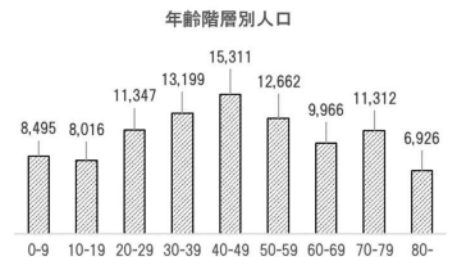
項目	数値	備考
小学校区数	8 校区	
社会福祉連絡協議会数	13 連協	
単位福祉協会数	91 協会	
社協(自治会)加入率	46.48%	

※社協加入率のみ平成 31 年 3 月 31 日時点 (集計中のため)



## 【要支援者関連データ】 (R2. 4. 1 時点)

項目	数値	備考
要支援・要介護認定者	5,003 人	
身障手帳所持者	3,569 人	
療育手帳所持者	906 人	



## 【生活保護データ】 (R2. 4. 1 時点)

項目	数値	項目	数値	項目	数値
生活保護世帯数	2,068 世帯	生活保護受給者数	2,741 人	保護率(※)	2.86%

※保護率は、推計人口を母数として算出。(保護率=生活保護受給者数/地区別推計人口)をもとに算出しています。

## 【地域福祉ネットワーク会議について】

### ○基礎情報

名称	園田地区地域福祉ネットワーク会議
開催頻度	コアメンバー会議：1 回/月程度、全体会：2 回/年
参加人数	全体会：28 人 ※コアメンバー会議は社協園田支部と南北地域包括支援 C、相談支援事業所サポートセンターさくら
参加団体数	27(市社協(1)、地域包括支援 C(2)、単協(3)、各種団体(21))

### ○令和元年度の取組状況

協議テーマ	「つどい場」を運営している活動者の交流と情報交換、課題の共有
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>コアメンバー会議</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 全体会の内容と今後の展開について</li> <li>(2) 個別事例について普遍的な事例としての情報共有 (認知症、8050 問題など)</li> </ol>           ※個別でなく「世帯」を見据える必要のある事例も増えているため、高齢、障害、児童等関係機関合同で共有・相談できる体制づくりを検討。児童は地区 SSW の召喚を予定。         </li> <li>・ <b>全体会</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「つどいばつどえば」(つどい場交流会)(今年度 2 回開催予定)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・当面は連続した「つどい場」交流会を開催。地域活動者の情報交換の場を定着化させながら、将来的には「園田地区の活動者が地域の福祉課題を話合える場」を目指す。</li> <li>・参加団体の活動拠点と活動内容を記したマップ作成を開催ごとに更新し、当会議体の広報資料、地域住民への啓発資料として活用。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

### ○地域福祉推進協議会で協議・検討を希望する内容

<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な問題や課題 (認知症、ひきこもりがちな人など)</li> <li>・魅力的な居場所づくりと参加者への役割づくり (声かけしても参加しない人への対応)</li> <li>・活動団体の運営に関すること (つどいば活動者の担い手や後任者不足について)</li> </ul> など、地区全体会で課題に挙げたテーマがある。地域では、将来的にこれらをもとに話し合いを進めていく予定。全市的にもこれらに類似した討議の場を検討されるのであれば、そこで得た有効な情報を地区会議に反映させたい。
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 尼崎市地域福祉推進協議会設置要綱

### (目的)

第1条 あまがさきし地域福祉計画の基本理念の実現に向けた協議を行うため  
尼崎市地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議会の所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次の各号に定める事項とする。

- (1) 対象者別、制度別に限定されない尼崎市全体の幅広い地域福祉課題等を共有し、課題に対応した新たな施策や、必要な社会資源の開発に向けた協議又は意見交換に関する事項
- (2) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。）第2条第2項に規定する地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に関する事項
- (3) その他地域福祉の推進に関して必要と認める事項

### (協議会の構成員)

第3条 協議会の構成員は、23人以内とする。

- 2 市長は、別表に掲げる者を構成員として、協議会に参加を求めるものとする。
- 3 協議会には、会議の進行を担う会長を置き、尼崎市健康福祉局福祉部長（以下「福祉部長」という。）が会長を務める。
- 4 前項の会議の進行について、福祉部長が会議に出席できないときは、尼崎市健康福祉局南部保健福祉センター所長が会長の役割を代行する。

### (意見の聴取等)

第4条 会長が、必要があると認めるときは、構成員以外の者を協議会に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

### (検討チームの設置)

第5条 協議会は、必要に応じ、検討チームを置くことができる。

- 2 検討チームの組織ほか所掌事項等については別に定める。

### (守秘義務)

第6条 構成員は、正当な理由なく、協議会の構成員として知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、尼崎市健康福祉局福祉部福祉課及び尼崎市健康福祉局南部保健福祉センター南部福祉相談支援課において処理する。

### 付 則

#### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年3月4日から施行する。  
(尼崎市生活困窮者自立支援制度推進協議会設置要綱の廃止)
- 2 尼崎市生活困窮者自立支援制度推進協議会設置要綱については、平成31年3月4日をもって廃止する。

### 付 則

- 1 この要綱は、令和元年6月12日から施行する。  
付 則
- 1 この要綱は、令和元年12月12日から施行する。  
付 則
- 1 この要綱は、令和2年6月17日から施行する。

別表

ハローワーク尼崎が推薦する者  
尼崎雇用対策協議会が推薦する者  
兵庫県弁護士会が推薦する者  
尼崎市地域包括支援センター連絡会議が推薦する者  
尼崎市自立支援協議会が推薦する者  
尼崎市社会福祉協議会が推薦する者  
尼崎市民生児童委員協議会連合会が推薦する者  
あまがさきし NPO 交流推進ネットワークが推薦する者  
子ども・子育て支援関係者  
尼崎市医療・介護連携協議会が推薦する者  
学識経験者  
健康福祉局福祉部長  
健康福祉局福祉部福祉課長  
**健康福祉局福祉部高齢介護課長**  
健康福祉局福祉部包括支援担当課長  
健康福祉局北部保健福祉センター北部福祉相談支援課長  
健康福祉局南部保健福祉センター所長  
健康福祉局南部保健福祉センター南部保護第1担当課長  
健康福祉局南部保健福祉センター南部福祉相談支援課長  
健康福祉局保健部疾病対策課長  
**こども青少年局子どもの育ち支援センターこども相談支援課長**  
都市整備局住宅部住宅政策課長  
総合政策局協働部協働推進課長

## 尼崎市地域福祉推進協議会の構成員及び参画理由

尼崎市地域福祉推進協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第1条に規定する地域福祉計画の基本理念の実現及び要綱第2条に規定する所掌事項について協議するために、次の構成団体等に参画を求めらるるもの。

### （構成員及び参画理由）

#### 1 ハローワーク尼崎

職業安定行政の主たる担い手である同団体の参画により、生活困窮者の就労による自立及び経済的困窮状態からの自立を図る上での市、関係団体との連携や必要な施策等を協議するため

#### 2 尼崎雇用対策協議会

地域産業の発展に必要な労働力の確保を図り、労働者の職業安定に寄与することを目的とした同団体の参画により、就労訓練事業者の開拓や民間企業等に対する制度の周知等を図るとともに、労働者の職業安定等にかかる必要な施策等を協議するため

#### 3 兵庫県弁護士会

様々な地域課題や生活困窮者の複合的な課題の解決において、福祉制度と法的な支援が連携した課題解決が必要とされており、そのための市、関係団体との連携や必要な施策等を協議するため

#### 4 尼崎市地域包括支援センター連絡会議

高齢者全般に係る相談窓口の中心となる同団体の参画により、高齢者が属する生活困窮者世帯等が抱える課題や権利擁護等をはじめとした高齢者全般に関する地域課題の解決に向けて市、関係団体との連携や必要な施策等を協議するため

#### 5 尼崎市自立支援協議会

障害者全般に係る施策を協議する会議体の参画により、障害者が属する生活困窮者世帯等が抱える課題の解決や権利擁護等をはじめとした障害者全般に関する地域課題の解決に向けて市、関係団体との連携や必要な施策等を協議するため

#### 6 尼崎市社会福祉協議会

地域における支え合い活動の支援や権利擁護等をはじめとした地域の身近な相談窓口であるとともに、市内6地区で住民と専門機関等が地域課題等について協議する地域福祉ネットワーク会議の事務局を担う同団体の参画により、「制度の狭間」に陥った生活困窮者等の早期把握や自立支援に向けた関係団体との連携や必要な施策等を協議するため

#### 7 尼崎市民生児童委員協議会連合会

地域住民の最も身近な立場で相談窓口として見守り活動等を行う民生児童委員の団体の参画により、地域に潜在する支援が必要な生活困窮者等の早期把握や自立支援に向けた関係団体との連携及び支援策や必要な施策等を協議するため

#### 8 あまがさきNPO交流推進ネットワーク

市域のNPO法人の交流を推進することを目的とした同団体の参画により、尼崎市の様々なNPO団体の活動の情報共有や、NPO団体と市、関係団体との連携について協議するため

#### 9 子ども・子育て支援関係者（※）

地域での子ども・子育て支援関係者の参画により、地域での子ども・子育て家庭に対する支援や子どもの権利擁護等をはじめとした、子ども・子育て支援に関する地域課題の解決に向けて市、関係団体との連携や必要な施策等を協議するため

#### 10 尼崎市医療・介護連携協議会（※）

在宅医療と介護の連携を推進するための同団体の参画により、医療・介護の連携といった観点から、生活困窮者等抱える課題解決に向けて市、関係団体との連携や必要な施策等を協議するため

#### 11 学識経験者

地域福祉等にかかる幅広い視点から、地域福祉推進協議会での協議内容にかかる幅広い助言等をいただくため。

氏名：明石 隆行 氏（種智院大学教授）

理由：本市の生活困窮者自立支援制度推進協議会のアドバイザーとして制度発足当時から関わっており、本市の生活困窮者自立支援制度に精通している。また、社会学及び社会福祉学を専門分野として研究を進める中で、地域福祉等にかかる多くの著書の執筆や福祉分野の学会等における発表を行うほか、学外においても大阪府地域福祉推進審議会委員や川西市社会福祉審議会会長に就任するなど、地域福祉にかかる十分な知識と経験を備えているため。

#### 12 市の関係機関

- (1) 総合政策局協働部協働推進課（※）  
地域振興センターの統括の担当課
- (2) 健康福祉局福祉部福祉課  
地域福祉計画の担当課及び主たる事務局
- (3) 健康福祉局福祉部高齢介護課（※）  
高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の担当課
- (4) 尼崎市健康福祉局福祉部包括支援担当課（※）  
地域包括支援センターや医療・介護連携支援センター「あまつなぎ」の担当課
- (5) 健康福祉局北部保健福祉センター北部福祉相談支援課  
生活困窮者自立支援制度などの担当課成年後見制度利用支援などの担当課
- (6) 健康福祉局南部保健福祉センター南部保護第1担当課  
生活保護制度の担当課
- (7) 健康福祉局南部保健福祉センター南部福祉相談支援課  
生活困窮者自立支援制度などの担当課及び事務局
- (9) 健康福祉局保健部疾病対策課（※）  
精神保健、難病対策、自殺対策等の係る担当課
- (10) こども青少年局子どもの育ち支援センターこども相談支援課（※）  
要保護対策児童協議会、要支援・要保護児童に係る相談の担当課
- (11) 都市整備局住宅部住宅政策課（※）  
住宅施策の企画、立案及び推進、住宅マスタープランの担当課

※ 生活困窮者自立支援制度推進協議会を尼崎市地域福祉推進協議会に移行するにあたり、新たに参画を求めた構成団体等

以上